



令和7年9月24日

三芳町議会議長 細谷光弘 様

提出者 三芳町議会議員 本名 洋

賛成者 同上 増田磨美

賛成者 同上 光下重之

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書について

提案理由

インボイス制度は小規模事業者にとって、インボイス発行を求められた際、免税事業者は値下げ取引打ち切りを求められる可能性があり、インボイス発行事業者になっても事務負担が重くのしかかります。

資材や燃料高騰は更に経営を圧迫しています。国の支援制度も不十分であり、インボイス制度の廃止を求めるものです。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書（案）

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が 2023 年 10 月に導入されました。この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができないため、小規模事業者や個人事業者である免税事業者はインボイス登録業者になりインボイス発行することを求められ、発行できない場合は、不当な値下げや取引の打ち切りを求められることが懸念されていました。

また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告、納付義務を負わされ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなっています。

制度導入から 1 年が経過し、2025 年春の確定申告では 1 年分の消費税申告となり、2026 年 9 月末まで一定の軽減措置はあるものの、税負担は増え、低所得になればなるほど負担が増え逆進性は増す一方です。

長引く円安と物価高騰が襲う今、インボイス制度による負担は多くの小規模事業者にとって死活問題になっています。

人材不足が深刻化する中で、インボイス制度に係る負担を小規模事業者や個人事業者に求めることができる状況ではなく、負担増加分は価格に転嫁せざるを得なくなり、消費者にとっては物価高騰にもつながり、経済格差が広がる一因となっています。

インボイスを「事業者に過度な負担を与える制度」として、2024 年 12 月の埼玉県議会では、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書」が、2025 年 3 月の佐賀県議会では、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の見直しを求める意見書」がそれぞれ可決されています。埼玉県内市町村の 3 月議会においても、12 の自治体で請願・意見書が採択され、9 の自治体から国に意見書が提出されています。

小規模事業者の経営の持続化や地域経済の活性化の重要性を考えると、インボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ません。

よって、国においては、インボイス制度等の事業者に過度な負担を強いる制度を早急に廃止することを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 月 日

埼玉県入間郡三芳町議会

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣